

ご好評により『東京』『大阪』にて開催！

# Q & A 形式で学ぶ著作権チェックリストと著作権侵害への対処

～日常業務において、判断に迷う・知らずして間違いを犯しがちな  
ケースを取り上げて、Q & A 形式で平易に解説～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2016年7月29日(金) 13時～17時 日 時▶ 2016年8月5日(金) 13時～17時

会 場▶ 企業研究会セミナールーム (東京:麹町) 会 場▶ ホテルコンサルト新大阪

## 《開催にあたって》

著作権をめぐる法的な問題については、IT技術の急速な進展もあり、日常業務のなかで判断に迷ったり、知らないうちに違反を犯してしまうことも少なくありません。本セミナーでは、具体的なケースを挙げて、関連の法律知識、実務の取扱い、トラブル防止策などを解説致します。法務部門のご担当者のほか、広報部門など関連部門の方のご参加もお勧め致します。

講 師 芝総合法律事務所 弁護士・米国弁護士・弁理士 牧野和夫 氏

講  
師  
紹  
介

1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車(株)入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車(株)課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ(株)法務部長。2000年～芝総合法律事務所顧問、2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 資料・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円 (本体価格 32,000円)	一般	37,800円 (本体価格 35,000円)
-----	------------------------	----	------------------------

希望会場に「✓」をご記入下さい。

	東京開催 (7/29)	161047-0303	大阪開催 (8/5)	161048-0303
ふりがな 会社名				
住 所				
TEL	FAX			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職			
E-mail				

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: [kawamorita@bri.or.jp](mailto:kawamorita@bri.or.jp)  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

## ・プログラム・

### 1. 『著作権法チェックリスト』 一まずは、ミニマムの知識・ルールを習得しよう

- (1)著作権法で保護される著作物にあたるか【自由に利用できるかどうかが決まるもっとも重要な要件】  
・思想、感情の創作的表現とは。一著作権法第10条1項の解説一
- (2)著作者(著作物を創作した者)はだれか 一著作物についての権利が帰属します一
- (3)著作者人格権とは何か(公表権、氏名表示権、同一性保持権)
- (4)著作権(著作財産権)には何かがあるか(複製権、演奏権、上映権、公衆送信権など)
- (5)著作権(著作財産権)に対する著作権の制限はあるか  
・権利者に許諾なく無償で自由に使える場合。たとえば、私的使用目的の複製、引用等。
- (6)保護期間内であるか

### 2. ケーススタディで学ぶ 日常業務における著作権侵害

#### ■ ホームページに関するQ & A

- (1)他社ホームページの記事やデザインを自社HPへ引用・転用することは問題ないか
- (2)他社HPのデザインを参考に自社HPを開発することは著作権法上問題ないか
- (3)他社HPからデータをダウンロード・貯蔵・データベース化することは問題ないか
- (4)社内プレゼンで他社HPから写真やデータを引用することは問題ないか

#### ■ 他コンテンツからの引用・利用に関するQ & A

- (1)過去に作った社内資料で、引用記事があるものはどう扱えばいいでしょうか。
- (2)海外の雑誌や記事の引用は、その記事の発行元の国の法律が適用されるでしょうか。
- (3)時々、論文を執筆する研究者が業界団体HPや経産省HPに掲載されている図表を、論文中に引用することがあります。引用の際、出典は明記していますが、個別に引用元に問い合わせ許諾を得ることは必要でしょうか。

#### ■ 社内での利用に関するQ & A

- (1)社内研修で参考となる雑誌記事のコピーを配布することは著作権法上問題ないか
- (2)社内での新聞記事をプロジェクトでスクリーンへ写すことは著作権法上問題ないか
- (3)社内イントラに、関連記事などを紹介する場合に、タイトル及び記事の要約(事実)をまとめることは著作権侵害にあたるか。また、何文字以内に要約すればOKでしょうか。
- (4)実際に新聞記事を社内(又は社外)に配布し、罰則が適用された例はありますか。
- (5)芸術作品(絵画など)で著作権が切れている作品の写真ですが、単なる複製の場合には、著作権が発生するのでしょうか。
- (6)検索サービスでできた写真(たとえば、スポーツカーの写真から強い感じをプレゼンで出したい)を社内プレゼンの資料で引用したい。URLなど出典を明示することによって利用する方法はないでしょうか。
- (7)都市伝説には著作権が発生するか。

#### ■ その他のコンテンツ利用についてのQ & A

- (1)新聞記事の切抜きを社内報や社内研修で利用したい。紙面の4分の1占めており、新聞記事を解説する構成になっている。権利者から許諾が必要でしょうか
- (2)通信社の配信記事では、第一報として事実のみが記載された記事も報道されています。  
「例:〇〇社△時より社長交代会見」こういった報道は著作物にあたらぬのでしょうか。
- (3)著作権法10条2項の雑報・時事報道とは具体的に何をいうのでしょうか。新聞記事を要約した場合は著作権侵害になるのでしょうか。
- (4)「学校その他の教育機関」(著作権法35条1項)の範囲はどこまでですか。研修会社は含まれますか。
- (5)フリー画像のサイトからフリー画像をダウンロードして自社のホームページに利用しようとしています。注意点を教えてください。
- (6)社員の学会での発表論文を会社で収集してPDFで保管している。著作権法上問題ありませんか?
- (7)文献等をPDF化して社内イントラにアップすることの可否。
- (8)オープンソースソフトの著作権問題で裁判は起きているのでしょうか。
- (9)コンピュータソフトウェアの組織内不正使用への事前・事後対応について。

#### 【ミニ演習】

1. デジタル万引きについて
2. 社内自炊の違法性について

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。